令和5年度富山市奨学資金（給与）奨学生募集要項

１　目的

　学校教育法に基づく高等学校に在学し、学資の支弁が困難な人を対象に、授業料負担の軽減を図るため、奨学資金を給与し、優秀な人材を育成する。

２　資格

①私立高等学校（専攻科を除く。）に在学し、高等学校等就学支援金を受給している人
②富山市に居住している世帯に属する人（保護者が富山市に居住していれば、市外の私立高等学校に在学している人も申請することができます。）
③学資の支弁が困難な人
ただし、次のいずれかの人は、市の奨学資金の対象となりません。
ア　日本学生支援機構等の他の奨学資金（高等学校等就学支援金を除く。）を受給している人
イ　授業料の減免を受けている人
ウ　保護者の所得に応じた高等学校等就学支援金の加算額が受給できるにも関わらず加算支給の申請をしていない人
エ　保護者の県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が２５７，５００円未満である人
※富山市奨学資金奨学生の採用後に上記①から③までの要件を欠くこととなった場合又はアからエまでに該当することが判明した場合は、奨学資金の給与を取り消し、又は停止します。また、奨学資金の受給を既に受けている場合は、市が給与した奨学資金を返還していただくことがあります。
※上記資格の確認のため、必要な調査を行うことがあります。

３　給与額及び給与方法

①給与月額（返還の必要はありません。）
ア　私立高等学校授業料と高等学校等就学支援金との差額（自己負担）相当分で、月額９，９００円を限度とします。
イ　市の奨学資金と高等学校等就学支援金の合計額が、月額１９，８００円以内となる範囲で支給します。

県民税所得割額と 市町村民税所得割合計額	高等学校等就学支援金 支給限度額（月額）	富山市奨学資金 支給限度額（月額）
～257,500 円未満	33,000 円	対象外
～507,000 円未満	9,900 円	9,900 円

②給与の時期・方法
年４回、本人名義の口座へ振り込みます。
・１期（４～６月分）　６月末支給　・２期（７～９月分）　７月末支給
・３期（１０～１２月分）　１０月末支給　・４期（１～３月分）　１月末支給
※給与の初年度のみ、１期・２期分（４～９月分）を７月末に振り込みます。

４　給与期間等

奨学資金の給与期間は、奨学資金を受けるに至った月から在学する私立高等学校における正規の修学期間を終了するまでです。

なお、休学、退学、転学となった場合は、奨学資金の給与を取り消し、又は停止します。また、高等学校等就学支援金の支給額が変更した場合は、市の奨学資金の給与額を変更し、又は停止します。

５　提出書類

①奨学資金給与申請書

ア　他の奨学金、授業料の減免の欄を正確に記入してください。虚偽の申請があった場合は、給与した奨学資金を返還していただきます。

イ　年収の欄には、所得・課税証明書を参照し、令和４年分の年収を記入してください。

ウ　次に掲げる事項に該当する場合は、その旨を参考事項の欄に記入し、それを証明する書類を添付してください（該当する場合は学校教育課までご連絡ください。）。

・令和５年１月以降の所得に大きな変動がある場合
・障害のある人のいる世帯である場合
・主たる家計支持者が別居している場合

②奨学生推薦調書（高校で記入）

ア　推薦順位の欄は、未確定の場合は記入不要です。

イ　健康状態の所見欄は、直近の健康診断の結果に基づき記入してください。

③成績証明書

ア　新入生（１年生）は、出身中学校で発行の最終のもの

イ　在学生（２・３年生）は、在学している高校で発行のもの（２年生は１年生分、３年生は１・２年生分の成績証明書）

④世帯全員の住民票の写し（本籍の記載は不要）

市役所１階市民課、とやま市民交流館（CiC ビル３階）、各行政サービスセンター市民生活課、各中核型地区センター又は各地区センターで発行のもの。

※勤務地の関係等で別居している場合又は二世帯家族の場合であっても、同一の生計であれば、家族全員分の住民票の写しが必要です。

⑤世帯全員の令和５年度所得・課税証明書（令和４年分の所得）

市役所２階税総合窓口、とやま市民交流館（CiC ビル３階）、各行政サービスセンター市民生活課、税務事務所税務課、各中核型地区センター又は各地区センターで発行のもの。

※課税が無い場合は、非課税証明書となります。ただし、小学生・中学生などの所得のない就学者は必要ありません。

※令和５年度所得・課税証明書又は非課税証明書は、令和５年６月１日以降に発行可能となる予定です。

※個人番号（マイナンバー）の利用により省略することができます。
「個人番号（マイナンバー）の利用について」をご覧ください。

⑥令和５年４月から６月までの高等学校等就学支援金の受給額（加算支給を申請された方は、加算分を含む。）がわかる書類（交付決定通知書の写し等。）

６　選考方法及び採用予定人数

家計の状況、本人の学業成績等を相対的に評価し、３名程度採用する予定です。

７　申込期間及び申込先

① 申 込 期 間　　令和５年６月９日（金）まで
② 　申 　込 　先　　市内各私立高等学校
※富山市外の私立高等学校に在学している場合は、学校教育課

８　採用決定通知

令和５年７月上旬に、本人及び学校長へ文書で通知します（採用になった場合は、誓約書、口座振替依頼書等の提出が必要となります。）。

また、採用決定後、毎年「成績証明書」、「高等学校等就学支援金の受給額がわかる書類（交付決定書の写し等。）」の提出が必要となります。

なお、高等学校等就学支援金の受給額や市奨学資金の給与に必要な税関係の調査を行うことがあります。

９　問い合わせ先

富山市教育委員会　学校教育課　学務係
〒９３０－８５１０　富山市新桜町６番１５号（Toyama Sakura ビル７階）
電話　０７６－４４３－２１３４

奨学金申請時の個人番号（マイナンバー）の利用について

個人番号（マイナンバー）の利用により、申請時の課税・所得証明書の添付が不要になります。富山市奨学金の申請を行う際には、以下を参照し関係書類の提出をお願いいたします。

１．個人番号（マイナンバー）の記入について

（１）富山市奨学資金給与申請書（様式第１号）の本人「氏名」欄の下の「個人番号」欄に１２桁の「個人番号（マイナンバー)」を記入してください。

（２）申請書下段「家族の状況」の「個人番号」欄に１２桁の「個人番号（マイナンバー)」を記入してください。

２．提出書類について

（１）申請書を学校に提出する場合・・・次の書類を密封した封筒に入れて提出してください。

①申請者本人が提出する場合

☐マイナンバー確認書類・・・個人番号カード（顔写真あり）または通知カードの写し
☐申請者の本人確認書類（下記参照）の写し

②代理人が提出する場合

☐マイナンバー確認書類・・・申請者の個人番号カード（顔写真あり）または通知カードの写し

※申請書の裏面下段の委任欄を忘れずに記入してください。
※代理人の方の本人確認書類（運転免許証など）を学校に提示してください。

（２）申請書を学校に郵送する場合・・・次の書類を密封した封筒に入れて提出してください。

☐申請者の個人番号カード（顔写真あり）または通知カードの写し
☐申請者の本人確認書類（下記参照）の写し

３．本人確認書類について

Ａ．１点でよいもの

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カードなど

Ｂ．２点必要なもの

健康保険証、学生証、年金手帳、各種医療受給者証など

※個人番号カード（顔写真あり）の写しを提出する場合は、本人確認書類の写しは不要です。
※有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。
※裏面に住所等が記載されている場合は、裏面のコピーも必要です。

４．その他

申請者本人または家族の一部の方の個人番号（マイナンバー）が記入できない場合は、世帯の課税・所得証明書を添付してください。